

フラッシュアップシリーズ 2

「企業年金 (DB・DC) ・個人年金 (DC)」

確定拠出年金制度における ポータビリティの 体系整理



1級DCプランナー
DCTA・iDeCo+普及推進研究会
船橋 郁恵 (ふなはし いくえ)

プロフィール
出版社にて管理部門を担当したのち、社会保険労務士資格を取得。現在は企業におけるライフプランセミナー等に携わるとともに、iDeCoプラス制度の普及推進を目指し活動中。
1級DCプランナー、社会保険労務士、AFP
DCTA・iDeCo+普及推進研究会所属

1. 年金資産の持ち運び

確定拠出年金制度の加入メリットの1つに、離転職時の年金資産の持ち運び (ポータビリティ) があります。

加入者が離転職をした場合にも、転職前後の企業型年金やiDeCoとの間で積み立てた年金資産を持ち運び、あるいは確定拠出年金以外の制度との間で年金資産を持ち運ぶことができる仕組みです。これにより、それまでに積み立てた資産を途切れさせることなく、老後の資産形成に繋げることが可能となります。

ポータビリティを活用することで、これまでの年金資産を離転職時にも課税されることなく持ち運ぶことができ、その後も積み立てを継続することで退職所得控除の算定の基礎となる勤続年数も通算とすることができます。

転職や起業をするなど、多様で柔軟な働き方が増えてきている近年において、離転職を経ても将来に向けた資産形成を継続することができるポータビリティは、加入者にとって大きなメリットであるといえます。

ただし、年金資産のポータビリティに伴う移換手続は、加入者自身が行わなくてはなりません。転職や離職の際には、移換先としてどのような選択肢

があるのかを、整理しておく必要があるでしょう。

2. 企業型DCからのポータビリティ

企業型確定拠出年金 (企業型DC) 加入者が離転職した際にポータビリティが可能な制度には、転職先の企業型DCや個人型確定拠出年金 (iDeCo) があります。また、確定給付企業年金 (DB) を実施している企業に転職するケースでは、転職先のDB規約において、DC制度からの移換を受け入れる旨の定めがある場合には、企業型DCの年金資産を転職先のDBに移換することが可能です。ただし、移換の際、移換先DBの制度設計上、企業型DCの加入期間が、勤続年数を含め、移換先の制度設計に合わせた期間に調整されることがあり、将来の退職所得控除額の計算に影響する場合がありますので、注意が必要です。

その他、2022年5月以降は、企業型DC加入者が退職等で資格を喪失した際には、企業年金連合会が実施する通算企業年金への移換も可能となりました。ただし、自動移換となった資産を通算企業年金に移換することはできません。

なお、自動移換とは、企業型DCの加入者資格を喪失した翌日から6カ月以内に移換の申出を行わない場合に、

個人別管理資産が自動的に移換されることをいいます。自動移換先は、そのときのDC制度加入状況により異なり、転職先で企業型DCの加入者となっている場合は転職先の企業型DC、iDeCoの加入者等となっている場合はiDeCo、いずれにも該当しない場合は国民年金基金連合会 (特定運営管理機関) に自動的に移換されます。国民年金基金連合会に自動移換された場合は、その間は年金資産を運用できないまま、手数料が引き落とされることとなります。

3. iDeCoからのポータビリティ

iDeCo加入者が企業型DC制度のある企業へ就職や転職をした場合は、これまでの年金資産を企業型DCに移換することができます。また、2022年10月より、企業型DCの加入者は規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入することができるようになったため、企業型DCに移換せず、そのままiDeCoに加入し続けることも可能です。

ただし、企業型DCのマッチング拠出を選択している場合や、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、iDeCoに加入することはできません。

【ポータビリティの可否】

	移換先の加入制度				
	確定給付 企業年金 (DB)	企業型 確定拠出年金 (企業型DC)	個人型 確定拠出年金 (iDeCo)	通算企業年金	中小企業 退職金共済 (中退共)
確定給付 企業年金 (DB)	○ (※1)	○ (※2)	○ (※2)	○ (※2)	○ (※4)
企業型 確定拠出年金 (企業型DC)	○ (※1)	○	○	○	○ (※4)
個人型 確定拠出年金 (iDeCo)	○ (※1)	○	—	×	×
通算企業 年金基金	○ (※1)	○	○	—	×
中小企業 退職金共済 (中退共)	○ (※3, ※4)	○ (※3, ※4)	×	×	○

(※1) 移換先のDB規約に個人別管理資産、積立金等の移換を受けられる旨が定められている場合に限る
(※2) 本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能
(※3) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に資産の移換が可能
(※4) 合併等の場合に限り移換が可能

特に、マッチング拠出を導入している企業型DCに加入する場合には、マッチング拠出とiDeCoへの加入のどちらがよいか、拠出限度額や手数料負担などの面も考慮して、選択することが必要となるでしょう。

さらに、企業型DCからの移換と同様、転職先のDB規約においてDC制度からの移換を受け入れる旨の定めがある場合には、年金資産を転職先のDBに移換することも可能です。

ただし、企業型DCとは異なり、iDeCoの場合は通算企業年金に移換することはできません。

4. 他制度からのポータビリティ

では、他制度からDC制度へのポータビリティはどのような仕組みとなっているのでしょうか。

DB制度のある企業を退職した際は、申出により、DBの脱退一時金相当額を転職先の企業型DCやiDeCoに移換することができます。この移換を受けたときは、加入者がDBの実施事業所に勤務していた期間のうち、60歳に達した日の前日が属する月以前の期間が、通算加入者等期間に通算されます。

また、企業年金連合会に脱退一時金相当額等を移換している場合、通算企業年金の原資となる積立金等を企業型DCやiDeCoに移換することも可能です。通算企業年金からのポータビリティを希望する場合は、企業型DCまたはiDeCoの加入者資格を取得してから、3カ月以内に申出を行うことが必要です。

5. 制度の移行や廃止に伴うポータビリティ

離転職時のポータビリティに加えて、企業が、実施している企業年金の制度を他の制度に移行する場合にも、資産を移換することができます。

具体的には、DB、企業型DC、中小企業退職金共済制度 (中退共) の間で資産を移換することが可能です。ただし、中退共との間の移換は、中退共に加入している企業が中小企業に該当しなくなった場合や、合併等に伴い制度を1つにまとめる場合に限られます。

また、DB、企業型DCを廃止した場合には、通算企業年金、iDeCoに移換することができます。なお、DBの廃止に伴い、残余財産をiDeCoに移換する措置は、2022年5月より可能となった選択肢です。

6. DCプランナーとしてできること

ポータビリティの拡充により、将来に向けた継続的な資産形成を後押しする体制が整えられてきています。

ただし、これらのポータビリティは、加入者自身が移換可能な選択肢のなかから自ら移換先を決定し、手続を行うことで初めて活用できるものです。

しかしながら、DCに加入しているすべての人が、ポータビリティに関する十分な知識を持っているとは限らず、自分自身の知識のみで年金資産の移換先を選択し、手続を行うことが難しいケースもあるかもしれません。就職や離転職時には慌ただしい日々を過ごすことも多く、結果的に、適切な判断ができないまま、手続の期限が過ぎてしまっているケースも少なくないのではないのでしょうか。

特に、企業型DCの加入者資格を喪失した場合であって、その後、転職先の企業型DCやiDeCoの加入者等とならないときは、6カ月以内に移換手続を行わなければ、年金資産は国民年金基金連合会に自動移換され、資産運用ができなくなる点には留意が必要です。

2022年11月末時点での自動移換者は100万人を超えており、依然、多くの加入者がポータビリティのメリットを活用できていないというのが現状です。

DCの資格喪失時にどの制度へのポータビリティが可能なかは一人ひとりのケースで異なります。私たちDCプランナーが加入者のサポートを行い、移換先の選択肢とそれぞれの手続について丁寧に案内することで、加入者の移換の際の不安要素を取り除き、ポータビリティの活用を後押しすることができるかもしれません。その結果、資格喪失後に国民年金基金連合会に自動移換となるケースを減らし、多くの方の、将来に向けた資産形成の手助けに繋げることができるのではないのでしょうか。